

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 6年11月 8日懲戒処分に付した。

令和 6年11月 8日

名古屋市教育委員会

所属及び任用段階等	処分の内容	処分理由
教育委員会局長級	減給10分の 1、 1月	地方公務員法第29条第 1項各号
教育委員会部長級	戒告	地方公務員法第29条第 1項各号
教育委員会部長級	戒告	地方公務員法第29条第 1項各号
教育委員会課長級	戒告	地方公務員法第29条第 1項各号
市立学校校長	戒告	地方公務員法第29条第 1項各号
教育委員会定年前再任用短時間勤務職員	戒告	地方公務員法第29条第 1項各号